

平成25年4月5日

公共事業に係る政策評価の点検結果

総務省では、各府省が実施した個々の公共事業に係る政策評価について、平成24年度に点検を行った結果を取りまとめましたので、公表します。

(連絡先)

行政評価局客観性担保評価担当室

担当：佐藤、藤村

電話：03-5253-5403（直通）

FAX：03-5253-5464

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html)

公共事業に係る政策評価の点検結果（概要）

公共事業の政策評価

公共事業の実施省（※）が、事業ごとに作成したマニュアル等に基づき費用対効果（便益）分析を実施

※ 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

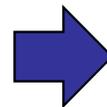
総務省の点検

- ・ 政策評価の質を一層向上させるため、公共事業に係る政策評価が客観的かつ厳格に実施されているか点検（複数年度で全事業分野を確認）
- ・ 平成24年度は11事業94件を対象（厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省）

点検結果のポイント

- 13件の個別評価について15件の課題を指摘

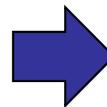
（便益の算出過程に課題があるものが大多数）



評価書の修正 など

- 4事業のマニュアル等について9件の課題を指摘

（費用対効果分析マニュアル等の内容に課題）



マニュアル等の改定・周知 など

今回の点検結果（平成24年度）

- 個別評価に係る課題としては、①便益の算出過程（13件）、②費用の算出過程（1件）、③費用の計上漏れ（1件）に関するものがみられた。
また、事業ごとに共通する課題としては、④費用対効果分析マニュアル等の内容（5件）、⑤費用対効果分析マニュアル等の運用等（4件）となっている（下図の類型別件数欄参照）。
- 当省の指摘に対して、各省は評価書の修正や費用対効果分析マニュアル等の改定を図る等の方針を示している。

平成24年度の点検結果の概要

（単位：件）

府省名	事業名	点検対象 とした 評価件数	個別評価に係る課題		事業ごとに共通する課題	
			指摘した 評価件数	類型別件数 (延べ数)	指摘の有無	類型別件数 (延べ数)
厚生労働省	水道水源開発等施設整備事業	34	10	①:10	○	④:1 ⑤:2
農林水産省	農地防災事業(震災対策農業水利施設整備事業)	1	—	—	—	—
	森林環境保全整備事業	16	—	—	○	④:2
	水産物供給基盤整備事業	14	2	①:3 ②:1	○	⑤:2
	海岸保全施設整備事業	2	—	—	—	—
国土交通省	海岸事業	4	—	—	—	—
	道路・街路事業	14	—	—	—	—
	空港整備事業	1	—	—	—	—
	都市・幹線鉄道整備事業(都市鉄道利便増進事業)	2	—	—	—	—
	整備新幹線整備事業	5	—	—	—	—
環境省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1	1	③:1	○	④:2
合計	11事業	94	13	15(※)	4事業	9

※ 個別評価に係る課題の類型別件数は、複数の指摘を行っている評価があることから、実評価件数13件に対して延べ15件となっている。

※※ 「類型別件数(延べ数)」欄の①～⑤は、前述の説明において記載した番号に対応している。

これまでの点検の成果（平成23年度点検のフォローアップ結果）

◆ 平成23年度の点検で指摘（平成24年3月公表）した課題に対する各省の対応

- ① 課題のある個別評価（11件）： 全ての評価について評価書の修正等を実施済み
※ 修正等の内容は、当省の指摘を踏まえて検討された結果であることを確認
- ② 事業ごとに共通する課題（4事業）： マニュアル等の改定、周知等が進展



政策評価の質の向上

平成23年度に指摘した課題に対する対応状況

府省名	課題がみられた事業名	各省の対応	
		個別評価に係る課題	事業ごとに共通する課題
農林水産省	土地改良事業	—	マニュアル等の改定
	特定漁港漁場整備事業	評価書の修正	—
	水産資源環境整備事業	評価書の修正	—
経済産業省	工業用水道事業	評価書の修正	—
国土交通省	河川事業	—	マニュアル等の周知
	土地区画整理事業	—	マニュアル等の周知
	下水道事業	評価書の修正	—
	都市公園事業	評価書の修正等(※)	マニュアル等の改定を検討

※ 平成23年度の点検結果において、推計人口の将来予測に係る2つの統計データを比較検証することとしていたものを含む(データ検証済み)。

<事例1>計上する便益の算出過程に課題があるもの

水道管路耐震化等推進事業（新潟県上越市）〔厚生労働省〕

（事業概要）老朽化した鑄鉄管を耐震性の優れた管へ更新し、水の供給の安定化及び耐震性の向上を図る。

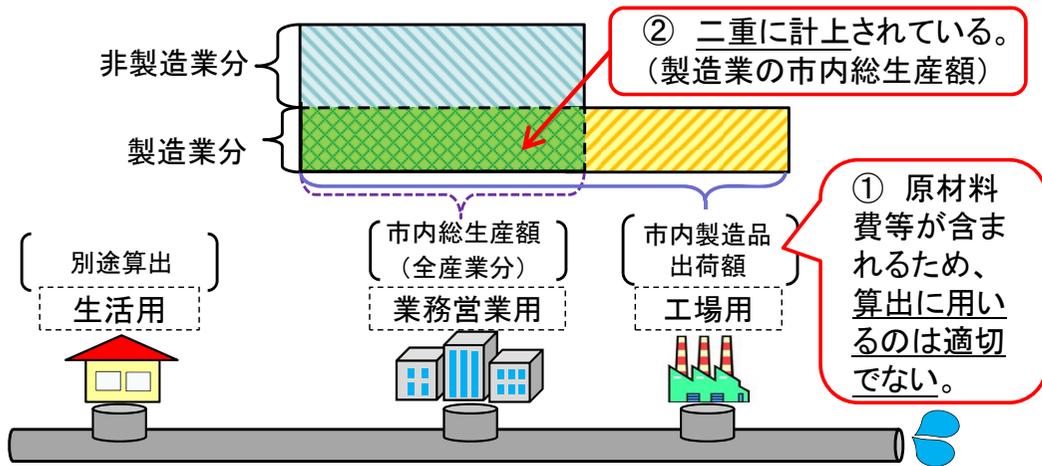
（事業期間）平成23年度～62年度

（総事業費）185.09億円

（B/C） 1.3 （便益：299.65億円、費用：223.71億円）

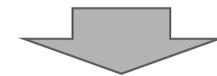
（問題点の概要）

- 本評価の便益について、事業の結果、地震発生による断水被害が減少するとして、「断水被害額の低減」を計上している。
- 本便益は水の用途別（生活用、業務営業用及び工場（製造業）用）に算出しており、業務営業用分については全産業の「市内総生産額」を、工場用分については「市内製造品出荷額」をそれぞれ用いている。
- しかしながら、この算出方法については、以下の2点の問題があり、便益が過大となっているのではないかと指摘されている。
 - ① 市内製造品出荷額には、地震発生による断水被害と関係の薄い原材料費等が含まれるため、工場用分の算出に用いることは適切でない。
 - ② 全産業の市内総生産額には、次図のとおり、製造業の市内総生産額が含まれているため、本便益に業務営業用分（全産業）を計上した上で、工場用分を計上することは二重計上に当たる。



【総務省の指摘】

- 本便益に工場用分を計上する場合には、工場用分は製造業の市内総生産額（付加価値額）から、業務営業用分は非製造業の市内総生産額から算出すべきではないか。



【厚生労働省の対応】

- 再計算を行い、評価書を修正する。

<事例2>計上する便益の算出過程に課題があるもの

水道管路耐震化等推進事業（茨城県茨城町）〔厚生労働省〕

（事業概要）石綿セメント管を耐震性の優れた管へ更新し、水の供給の安定化及び耐震性の向上を図る。

（事業期間）平成12年度～26年度

（総事業費）30.01億円

（B/C） 1.9 （便益：61.89億円、費用：33.02億円）

（問題点の概要）

- 本評価の便益について、事業の結果、石綿セメント管の破損事故などが減少するため、漏水修繕費等の維持管理費を削減するとして「維持管理費の低減」を計上している。
- 本便益の算出に当たり、過去10年間の漏水修繕費の実績額から維持管理費単価を設定しているが、実績額の平均額ではなく、過去10年間の合計額をそのまま用いているため、一年当たりの維持管理費単価になっておらず、便益が過大となっているのではないか。

茨城町の漏水修繕費の実績

年度	実績額	年度	実績額
平成12年度	4,034千円	17年度	55,777千円
13年度	12,333千円	18年度	37,500千円
14年度	27,531千円	19年度	38,493千円
15年度	36,817千円	20年度	29,921千円
16年度	29,482千円	21年度	16,915千円
		合計	288,803千円

本評価の維持管理費単価の設定に用いている。

維持管理費単価は1年当たりの単価のため、過去10年間の実績額の平均額を基に設定しなければならない。

【総務省の指摘】

- 維持管理費単価について、過去10年間の実績額の合計額ではなく、当該実績額の平均額を用いて設定すべきではないか。



【厚生労働省の対応】

- 再計算を行い、評価書を修正する。

<事例3>計上する便益の算出過程に課題があるもの

水産物供給基盤整備事業（茨城県）〔農林水産省〕

（事業概要）茨城県波崎地区において、東日本大震災による災害復旧工事と調整を図りながら漁港の完成を図る。

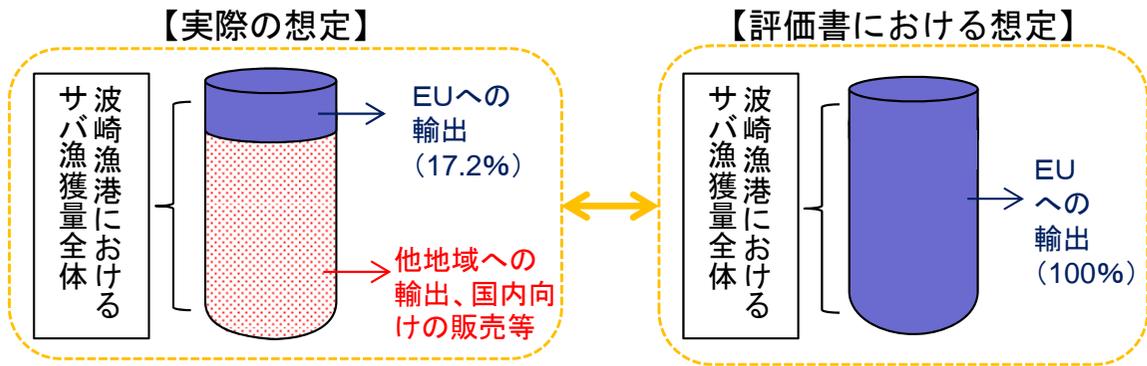
（事業期間）平成24年度～33年度

（総事業費）90億円

（B/C） 1.36（便益：103.26億円、費用：76.04億円）

（問題点の概要）

- 本事業によってサバの円滑な陸揚げ出荷、運搬が可能となり、輸出単価がより高いEUの衛生・鮮度管理基準に適合した輸出が可能になると見込まれている。
- 水産庁の調査によれば、波崎地区におけるサバの漁獲量のうち、EU向けに輸出されると想定される割合は、17.2%とされている。
- しかしながら、評価書においては、波崎地区におけるサバの漁獲量全てがEUに輸出されるという想定で単価向上効果（便益）が計上されているため、便益が過大になっているのではないか。



【評価書におけるEU向け輸出による単価向上効果の算定式】

波崎漁港におけるサバ漁獲量実績(トン)

サバの現状単価(円/トン)

EU向け輸出時による単価上昇率

EU向け輸出の想定割合(17.2%)を乗じるべきではないか。

【総務省の指摘】

- EU向け輸出の対象となるサバの漁獲量全体に占める割合については、実際に想定されている割合を用いるべきではないか。

【農林水産省の対応】

- 実際に想定されているEU輸出向けの割合を用いて、当該便益を算定し、評価書を修正する。

<事例4>計上する便益の算出過程に課題があるもの

水産物供給基盤整備事業（長崎県）〔農林水産省〕

（事業概要）長崎県有喜地区において、有喜漁港から国道への連絡道路を建設することにより集落内交通の安全性を確保するとともに、水産物関連物資輸送の円滑化を図る。

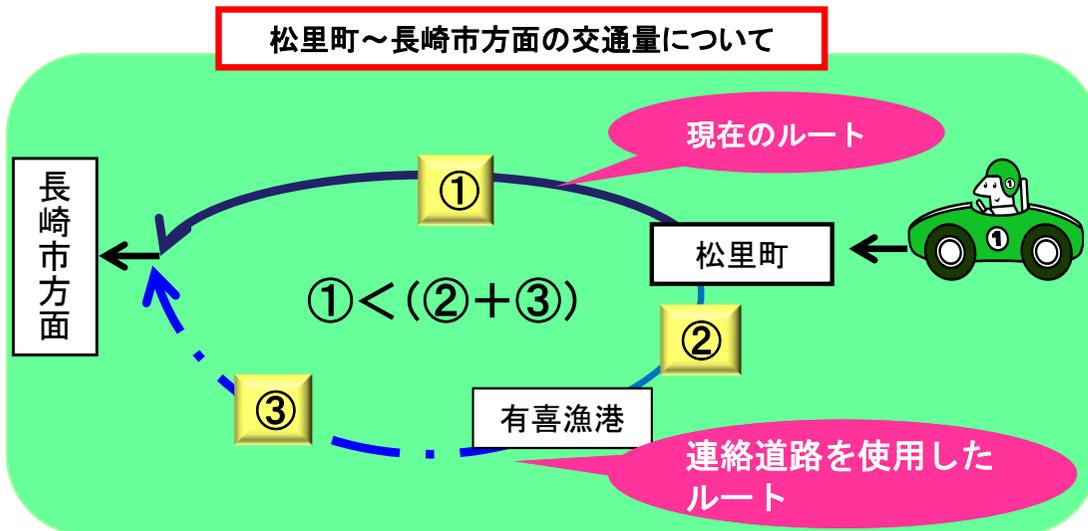
（事業期間）平成8年度～25年度

（総事業費）19.30億円

（B/C） 1.10（便益：31.61億円、費用：28.82億円）

（問題点の概要）

- 本事業により整備される連絡道路（下図③）を通ることによって、走行距離が短縮されれば、移動・輸送コストや車両の減耗分が縮減される便益が発生する。
- 松里町～長崎市方面の交通量については、現在のルート（①）より連絡道路を使用したルート（②+③）の方が距離が長いにもかかわらず、評価書では便益算出の対象としており、便益が過大となっているのではないか。



【総務省の指摘】

- 松里町～長崎市方面の交通量については、連絡道路整備後も走行距離が短縮されないため、便益算出の対象から除外すべきではないか。

【農林水産省の対応】

- 走行距離が短縮されない交通量については、除外すべきであったため、評価書を修正する。

<事例5>計上する便益の算出過程に課題があるもの

水産物供給基盤整備事業（長崎県）〔農林水産省〕

（事業概要）長崎県有喜地区において、有喜漁港から国道への連絡道路を建設することにより集落内交通の安全性を確保するとともに、水産物関連物資輸送の円滑化を図る。

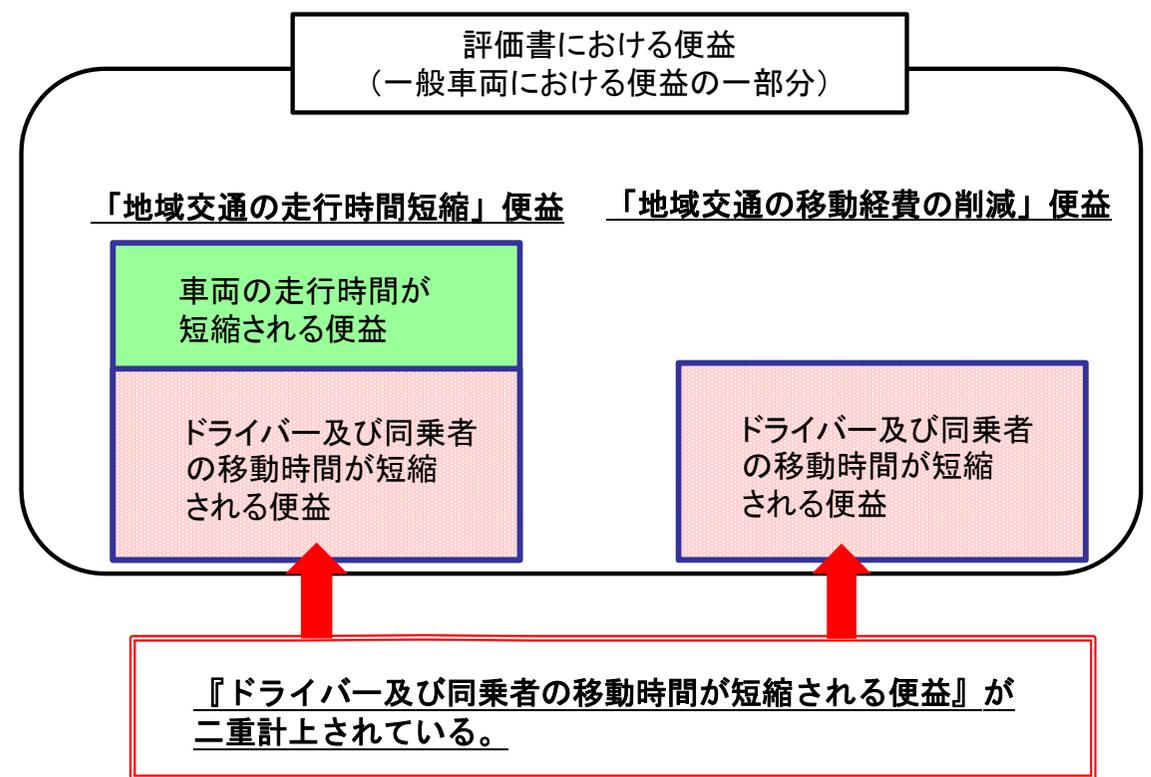
（事業期間）平成8年度～25年度

（総事業費）19.30億円

（B/C） 1.10（便益：31.61億円、費用：28.82億円）

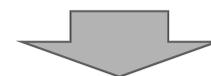
（問題点の概要）

- 本事業によってドライバー及び同乗者の移動時間が短縮することとなるが、本評価では、「地域交通の走行時間短縮」便益と「地域交通の移動経費の削減」便益に二重計上しており、過大となっているのではないか。



【総務省の指摘】

- ドライバー及び同乗者についての時間短縮便益が二重計上されているのではないか。



【農林水産省の対応】

- 「地域交通の移動経費の削減便益」は計上せず、本来便益として説明すべき「交通事故の減少」や「災害時の代替輸送の確保」などの効果を定量的に算定するよう、評価書を修正する。

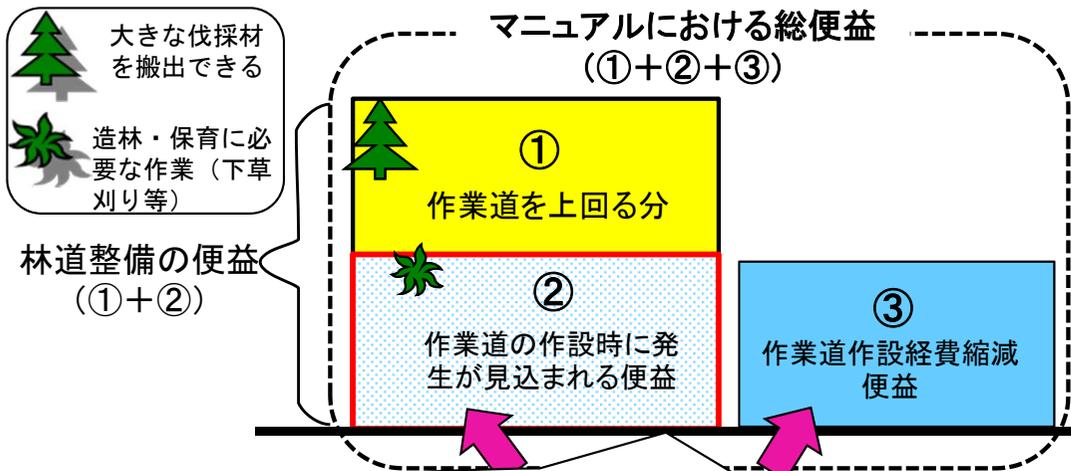
<事例6>費用対効果分析マニュアル等の内容に課題があるもの

森林環境保全整備事業<共通事項>〔農林水産省〕

(事業概要) 森林整備を計画的に推進することにより、重視すべき機能に応じた多様で健全な森林へと誘導し、森林環境の保全に資する。

(問題点の概要)

- 本事業は、造林・保育等の作業が必要な森林を対象としている。
- 当該作業を行うに当たって、作業道以上の運搬路(規格:作業道<林道)が必要になる場合、本事業により林道を整備すればその区間における作業道は不要となる。
- マニュアルでは、林道整備により不要となる作業道の作設経費を「作業道作設経費縮減便益」(下図③)として便益に計上できていることとなっている。
- しかしながら、林道整備の便益(下図①+②)の中には作業道の作設時に発生が見込まれる便益(下図②)が含まれているため、②及び③の両方を便益計上するのは過大ではないか。



作業道作設経費縮減便益と作業道の作設時に発生が見込まれる便益の両方を便益に計上するのは過大ではないか。

【総務省の指摘】

- 作業道作設経費縮減便益と作業道の作設時に発生が見込まれる便益の両方を便益に計上するのは過大ではないか。

【農林水産省の対応】

- 総務省の見解も踏まえつつ、改めて学識経験者の意見を聴きながら評価手法の精査を進めていくこととする。

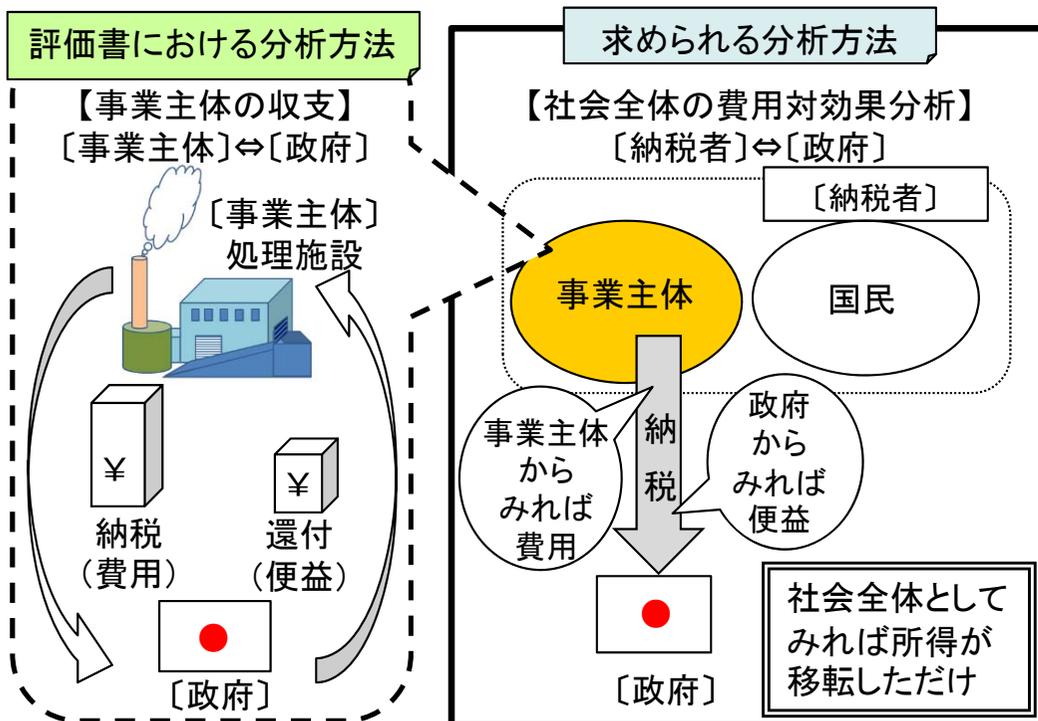
<事例7>費用対効果分析マニュアル等の内容に課題があるもの

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業<共通事項>〔環境省〕

（事業概要）廃棄物の処理過程で生じるエネルギーを利用することにより、二酸化炭素の排出削減に資する施設を民間企業等が整備する際に、事業主体に対して国が補助することで、地球環境の保全に資する。

（問題点の概要）

- 本事業の評価では、事業主体の収支の観点から、諸税を「費用」として、消費税の還付額を「便益」として計上している（下図左を参照）。
- しかし、費用対効果分析では、事業の影響を社会全体として分析すべきであり、諸税は事業主体からみれば費用であるが、政府からみれば便益となる（下図右を参照）。
- したがって、社会全体としてみれば、諸税は政府への所得移転に過ぎないため、費用及び便益から除外することが望ましいのではないか。



【総務省の指摘】

- 諸税及びその還付額を、費用対効果分析において、費用及び便益から除外することが望ましいのではないか。

【環境省の対応】

- 指摘を考慮し、マニュアルの改訂に向けて検討を進める。また、評価書を修正する。